

消安法改正案による 製品事故の報告義務づけ

制度調査部
堀内勇世

ちょっとキーワード7

【要約】

最近、製品の事故が相次いだ。

そこで、製造・輸入事業者に対し、重大製品事故の当局への報告が義務づけられようとしている。

それが、現在国会に提出されている「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案」である。

その改正概要を提示する。

消安法による製品事故の報告義務づけ

現在、消費生活用製品安全法が改正され、製造・輸入事業者に対し、重大製品事故の主務大臣への報告が義務づけられようとしている。

<背景>

最近、ガス瞬間湯沸器事故や家庭用シュレッダー事故などが相次ぎ、製品の安全性への関心が高まった。

そうした中、行政に事故情報が報告されていないことにより、行政による対応に遅れが生じたこと等が指摘された。また、消費者が自ら危険を回避するために必要な情報を消費者に対して提供することが強く求められた。

そこで、事故報告を製造事業者等に義務づけるための法案が作成された。

<法案の名称、提出日等>

法案の正式名は、「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案」である。

この法案は、2006年（平成18年）10月13日、閣議決定の上、第165回臨時国会に提出された。



< 法案の概要 >

以下、経済産業省作成の「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案について」に基づき作成。

(1) 重大製品事故についての報告義務

製造・輸入事業者に対し、重大製品事故の主務大臣への報告を義務づける。

対象範囲：一般消費者が生活に使う製品全般を対象とする。
自動車、医薬品等、他の法律によって厳格な安全規制が行われている製品を除く。

事故範囲：死亡、身体欠損、一酸化炭素中毒等が生じた事故、火災等を対象とする。

報告義務違反者に対する情報収集等の体制整備命令を設ける
(命令違反者に対しては、懲役 1 年以下又は 100 万円以下の罰則)

消費生活用製品安全法 (案) 2 条 4 項・5 項、35 条、37 条、58 条参照。
なお法案成立後、政令等により決定される部分がある。

(2) 主務大臣による公表

主務大臣は、重大製品事故による危害の発生及び拡大を防止のため必要と認めるときは、製品の名称、事故の内容等を公表する。

消費生活用製品安全法 (案) 36 条参照。

(3) 関連事業者の責務等

小売事業者、修理事業者、設置工事事業者に対して、製造・輸入事業者への事故情報の通知に努めることを責務として求めることとする。

販売の事業を行う者に対して、製造・輸入事業者が命じられた回収等危害の発生及び拡大を防止するための措置へ協力すること等を求めることとする。

消費生活用製品安全法 (案) 34 条、38 条参照。

< 施行日 >

公布の日から 6 ヶ月以内の政令で定める日とされている。

< 参考 H P >

経済産業省の以下の H P 参照。

<http://www.meti.go.jp/intro/law/index.html>